

# 令和2年度就学援助制度のお知らせ (新型コロナウイルス感染症対応)



## 1. 就学援助制度(新型コロナウイルス感染症対応)について

南風原町では、新型コロナウイルス感染症による休業等により著しく収入が減少した子育て世帯に対して、小・中学校に通うお子さんが、楽しく安心して学校生活を送れるよう、学用品費や給食費、修学旅行費など費用の一部を援助する制度を設けております。

## 2. 援助対象世帯について

援助を受けることができる世帯は

- ①南風原町に住所を有する児童、生徒の保護者
- ②南風原町立の小中学校に区域外就学で通っている児童生徒の保護者

のどちらかであって、下記の全てに該当する世帯です。

- (1)新型コロナウイルス感染症により世帯収入が20%以上減少した世帯
- (2)令和2年度の世帯の収入見込額が南風原町の基準額未満の世帯

※(1)は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1月～令和2年12月のうち任意の一月の世帯収入額が、前年度の一月あたりの世帯収入額から20%以上減少した世帯が対象となります。

※(2)の基準額について目安額は以下の通りです。基準額は家族の年齢や構成によって金額が異なりますので目安額としてご参考にしてください。

### 【基準額参考例】

世帯	家族構成	総所得額
2人	親1人・小学生1人	170万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人	231万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人	268万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳	286万円

## 3. 提出書類

- ①令和2年度就学援助申請書
- ②世帯収入額申告書(別紙様式)
- ③申告月の収入が確認できる書類(給与明細、離職票、収支明細書、損益計算書等)

※給与所得者は申告月の支給額が確認できる給与明細書等、自営業は申告月の営業利益が確認できる書類を提出してください。

- ④振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑤印鑑(シャチハタ不可)

以下に該当する方は、該当する書類もご提出ください。

- 令和2年度所得課税証明書(南風原町で税情報が確認できない方)
- 児童扶養手当受給証明書等の写し(児童扶養手当を受給されている方)
- 住民票謄本(区域外就学の方)
- 居住する市町村の就学援助認定通知の写し(区域外就学の方)



裏面もご確認ください

#### 4. 申請期間 令和2年6月22日(月)から令和3年1月29日(金)まで

※ 申請した月から認定となりますので、お早めにお手続きください。

#### 5. 提出場所 南風原町教育委員会 学校教育課 (役場庁舎4階)

#### 6. 援助の内容

援助費目	小学校	中学校
学用品費	11,420円	22,320円
通学用品費(小2~6年、中2・3年)	2,230円	2,230円
校外活動費(宿泊なし)	1,570円以内	2,270円以内
修学旅行費	20,000円以内	60,000円以内
学校給食費	実費額	実費額
医療費(生活保護、町外在住の区域外就学者)	実費額	実費額

※今年度より援助費目・金額の見直しを行っています。

※認定される月により、援助される費目・金額が変わります。

#### 7. 注意事項

- 申請月によって、援助費目や援助額等が変わりますので、お早めに申請をお願いします。
- 本基準は、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した世帯が対象です。
- 通常の就学援助とは、申請期間や提出書類が異なりますのでご注意ください。
- 何かご質問等ありましたら、下記の連絡先にお気軽にご連絡ください。

#### 8. お問い合わせ先

南風原町教育委員会 学校教育課  
〒901-1195 南風原町字兼城686番地  
電話番号：(098) 889-6181  
FAX：(098) 889-2519

